

令和7年国勢調査の概要について

1. 趣 旨 国勢調査は、国内の人口・世帯の実態を把握し、各種行政施策その他の基礎資料を得ることを目的としており、国の最も基本的で重要な統計調査として5年ごとに実施されており、今回で22回目にあたる。

なお、今回は統計法の規定に基づく簡易な方法による調査であるが、これまで大規模調査年のみ調査事項としていた2項目が追加され、世帯に関する事項13項目、世帯に関する事項4項目の計17項目について調査が行われる。

2. 調査の取組ポイント

- ・令和2年調査に引き続きオンライン調査を推進し、国はインターネット回答率50%、県は55%を目指す。令和2年国勢調査人口速報集計結果の世帯数によるインターネット回答率は 全国37.9%、滋賀県は42.4%と全国3位。栗東市は49.7%（県内1位、全国67位、市町別38位）。
- ・インターネット回答システムへのログイン方法を容易に行えるようQRコードダイレクトイン機能の導入、回答者自身でのパスワード再設定、すべての回答項目で入力漏れチェックを実施するなどの改善が行われる。
- ・増加する外国人世帯への対応として、やさしい日本語と主要7言語によるリーフレットを配布するほか、回答は原則 主要6カ国語（語、中国語、韓国語、ベトナム語、スペイン語、ポルトガル語）に対応したインターネット回答とする。また、10言語に対応したコンタクトセンターを設置する。
- ・オンライン回答について、視覚障がい者への対応として音声読み上げソフトへの対応を行うほか、高齢者世帯の多い地域を中心に郵便局等へのオンライン回答支援ブースを設置予定だが、県内1箇所のみとなる見込み。
- ・調査員が世帯に接触できる可能性を高める観点から、調査関係書類の配布期間に土日を2回含める。
- ・単身世帯や共働き世帯、オートロックマンションの増加に伴い、調査員の事務負担軽減の観点から、居住実態の把握ができた段階で調査書類の配布（ポスティング）を可能とする。

3. 調査基準日 令和7年10月1日午前零時現在
＜調査期間 令和7年9月20日（土）～10月27日（月）＞

4. 調査対象 栗東市内に常住するすべての人
＜調査区数522（無人調査区12含む）、見込み世帯30,615＞ ※前回比 43調査区増
＜前回調査区数479（無人調査区8含む＞

- 5. 調査事項** (1) 世帯員に関する事項 (13 項目)
 氏名、男女の別、出生の年月、世帯主との続柄、配偶の関係、
 国籍、現在の住居における居住期間、就業状態等
 (2) 世帯に関する事項 (4 項目)
 世帯の種類、世帯員の数、住居の種類、住宅の建て方

- 6. 実施方法** 令和 2 年調査同様、オンライン回答推進のため、紙の「調査票」と共に「インターネット回答用 ID」を配布する同時配布方式として実施。

7. 公表時期

令和 8 年 (2026 年)										令和 9 年 (2027 年)										令和 10 年		
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
◎人口速報集計					◎人口等基本集計					◎就業状態等基本集計					◎抽出詳細集計							
										◎人口移動集計			◎従業地・通学地集計									
										(男女年齢別)			◎人口移動集計 (就業状態)									

- 8. 指導員・調査員** 任命予定者数と任命期間期間
 指導員 約 50 名 (市職員) ※前回 48 名
 任命期間：令和 7 年 7 月 18 日～12 月 1 日
 調査員 約 330 名 (自治会推薦および栗東市統計調査員) ※前回 304 名
 任命期間：令和 7 年 9 月 1 日～10 月 31 日 (2 ヶ月)

- 9. 実施体制** 「令和 7 年国勢調査栗東市実施本部」の設置 (別添資料)
 調査員の確保難や回答困難世帯や不在世帯の増加などによる調査困難が予想されることから、実施本部を設置し、協力的かつ効果的な全庁的な実施体制を確立し、調査の円滑な推進を図る。

10. 全庁的な取り組みについて

- ・わた SHIGA 国スポ障スポ同年開催を配慮した組織改編、執務室および調査票保管スペースの確保にむけた検討。
- ・指導員の選任に理解と協力をいただけるよう、各所属長より職員への周知を依頼。また、国スポ障スポ同年開催の影響による職員への負荷を考慮し、過去の選任基準を一部緩和する可能性あり。
- ・約 300 名必要となる調査員の確保に向けて、職員や職員 OB に対して積極的な調査員の紹介を依頼。

令和7年国勢調査栗東市実施本部設置要綱（案）

「3. 組織、職の設置、職務および分掌事務」は令和6年度組織機構を元に作成しており、令和7年組織改編によっては変更となります。

1 設置

令和7年国勢調査の実施に当たって、調査事務の円滑な運営および調査の万全を期するため、「令和7年国勢調査栗東市実施本部」（以下「実施本部」という。）を設置する。

2 業務

実施本部は次の業務を行う。

- (1) 市民に対して、国勢調査（以下「調査」という。）への理解と協力を得るため、調査の趣旨の徹底を図ること。
- (2) 関係団体等の調査協力、連携を図ること。
- (3) 国、県等関係機関と緊密な連携を図り、正確かつ円滑に調査を実施すること。
- (4) その他調査の実施に関する必要な事項。

3 組織、職の設置、職務および分掌事務

- (1) 実施本部は、政策推進部地方創生企画課に置く。
- (2) 実施本部に事務局を置く。
- (3) 事務局に次の班を置き、それぞれの班に担当を置く。
 - ① 総務班 総務担当
 - ② 広報班 広報担当
 - ③ 実査・審査班 実査・審査第1担当（治田学区）
実査・審査第2担当（治田東学区）
実査・審査第3担当（治田西学区）
実査・審査第4担当（葉山学区）
実査・審査第5担当（葉山東学区）
実査・審査第6担当（金勝学区）
実査・審査第7担当（大宝学区）
実査・審査第8担当（大宝西学区）
実査・審査第9担当（大宝東学区）
- (4) 実施本部に次の職を置き、それぞれの右に掲げる職にあるもの、または命じられた者をもって充てる。
 - ① 本部長 副市長の職にあるもの
 - ② 副本部長 政策推進部長の職にあるもの
 - ③ 参与 危機管理局長、市長公室長、総務部長、市民部長、健康福祉部長、

環境経済部長、環境経済部政策監、建設部長、建設部技監、こども家庭局長、教育部長、議会事務局長の職にあるもの

- ④事務局長 地方創生企画課長の職にあるもの
- ⑤事務局次長 地方創生企画課係長の職にあるもの
- ⑥班員 事務局長が命じた者

(5) それぞれの職の職務は以下のとおりとする。

- ① 本部長は、実施本部を統轄する。
- ② 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときまたは欠けたときは、その職務を代理する。
- ③ 参与は、所属部局課職員に情報を共有・周知し、実施本部の運営に協力する
- ④ 事務局長は、本部長の命を受け、調査実施の総合企画および運営をつかさどる。
- ⑤ 事務局次長は、事務局長を補佐し、各班の事務を調整し、調査事務を推進するとともに、事務局長に事故あるときまたは欠けたときは、その職務を代理する。
- ⑥ 班員は、事務局次長の指示を受け、それぞれの分掌事務を処理する。

(6) それぞれの班の分掌事務は、次のとおりとする。

- ① 総務班
 - ア 予算および経理ならびに庶務
 - イ 指導員および調査員の推薦ならびに公務災害に関すること。
 - ウ 調査困難地域、各種施設、地域団体等に対する協力依頼方法の研究
 - エ 国および県との連絡調整
 - オ 本部会議および連絡会議に関すること。
- ② 広報担当
 - ア 調査困難地域、各種施設、地域団体等に対する協力依頼
 - イ 広報計画の企画および実施
 - ウ 報道機関との連絡調整
- ③ 実査・審査班
 - ア 調査員の問合せ対応や同行
 - イ 調査票等の審査
 - ウ 調査に関する問い合わせへの対応
 - エ 調査用品の管理
 - オ その他本部長が必要と認める事項

4 会 議

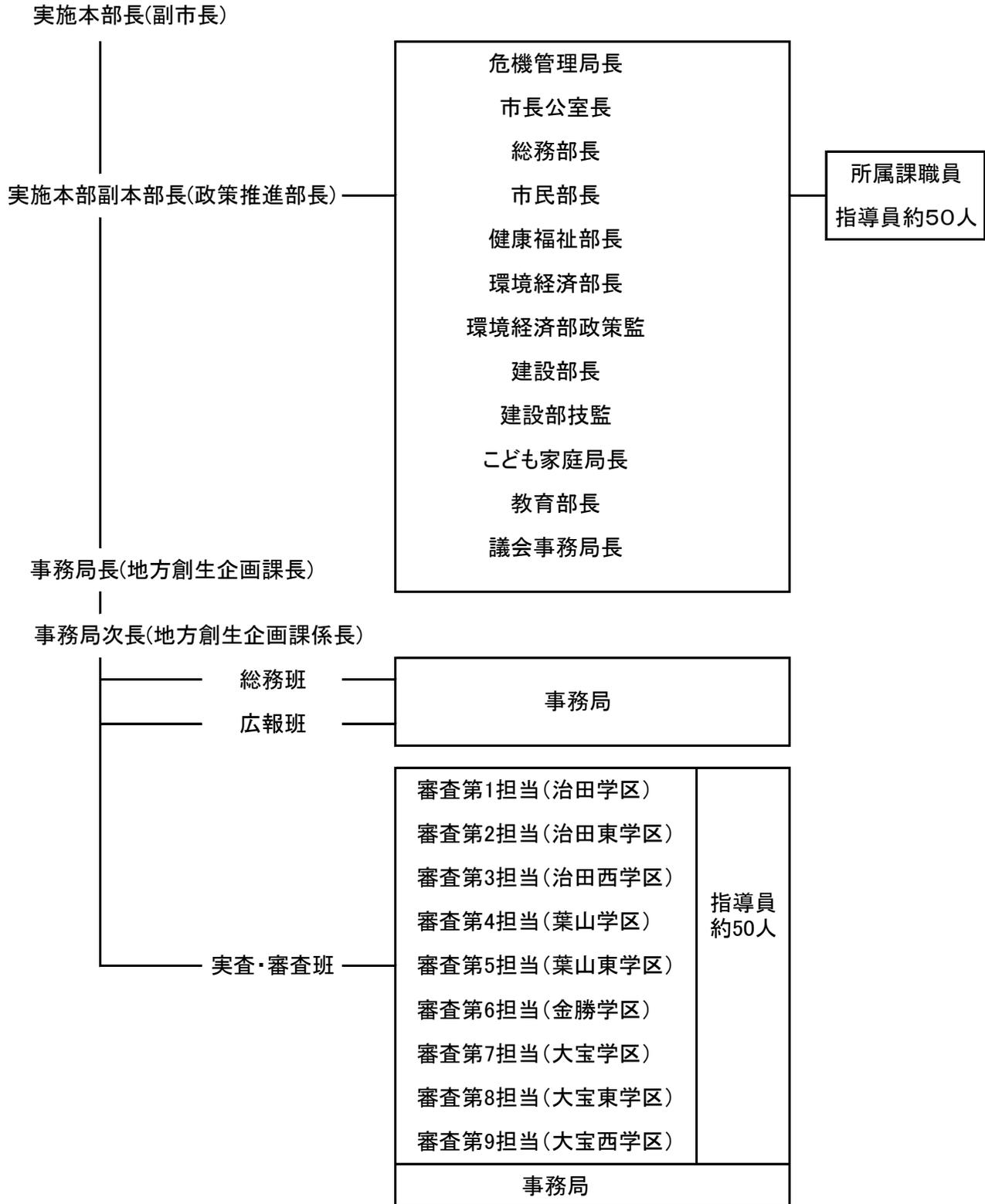
- (1) 実施本部に本部会議および連絡会議を置く。
- (2) 本部会議は、本部長、副本部長、参与、事務局長、事務局次長をもって構成し、本部長が招集し、調査に関する重要な事項を審議するなど、全庁的な協力体制を構築するために開催する。
- (3) 連絡会議は、事務局長、事務局次長、その他事務局長が指定する班員をもって構成し、事務局長が招集し、調査に関する諸問題を協議および検討する。

5 その他

- (1) この要綱に定めるもののほか実施本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。
- (2) この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和8年3月31日をもって効力を失う。

令和7年国勢調査栗東市実施本部 組織一覧表(案)

令和6年度組織機構を元にした組織一覧(案)であり、令和7年組織改編によっては変更となります。



※事務局は、地方創生企画課係長以下職員。(再任用職員、会計年度任用職員含)

令和7年国勢調査実施スケジュール（統計局実施計画に基づき作成）

月	日	内 容
令和7年 2月～ 3月		<ul style="list-style-type: none"> ・総合調整会議報告（令和7年国勢調査 実施にむけて） ・庁内各部局に協力依頼要請 ・指導員選任準備 ・社会福祉施設、寮、共同住宅管理会社等への事務委託意向確認
4月	上旬 中旬	<ul style="list-style-type: none"> ・実施本部の立ち上げ（第1回実施本部の開催） ・自治会長会にて調査員推薦依頼 ・指導員の選任（所属長へ協力依頼） ・各委託業務の入札および契約 ・社会福祉施設、寮・共同住宅管理会社へ協力依頼、委託依頼
5月	上旬 中旬	<ul style="list-style-type: none"> ・市町事務打ち合わせ会 ・自治会へ調査員推薦依頼
6月	下旬	<ul style="list-style-type: none"> ・市町事務打ち合わせ会 ・調査員事務委託契約締結（病院、社会福祉施設、寮等） ・指導員および調査員 推薦報告（県）
7月	中旬	<ul style="list-style-type: none"> ・指導員任命（7/17～12/1）
8月	上旬	<ul style="list-style-type: none"> ・指導員説明会
9月	1日 17～19 20～30	<ul style="list-style-type: none"> ・調査員任命（9/1～10/31） ・調査員説明会（9/1～9/8に市内9学区にて1回ずつ開催予定） ・担当調査区の確認、調査区要図の作成（9/17～9/19） ・インターネット回答用のID及び調査票(紙)等の配布（9/20～30） <ul style="list-style-type: none"> <インターネット回答期間>（9/20～10/8） <調査票(紙)の回答期間>（10/1～10/8）
10月	1日 1～8 9～16 17～27 下旬	<ul style="list-style-type: none"> ・調査基準日 ・調査票（紙）の回収（10/1～8） ・調査票の提出状況の確認（10/9～16） ・未提出世帯の特定および督促回収（10/17～27） ・調査書類の検査・整理（10/20頃～） ・調査票を指導員に提出（10/27～10/31まで）
11月		<ul style="list-style-type: none"> ・指導員審査
12月	上旬	<ul style="list-style-type: none"> ・調査票を統計係に提出 ・統計係による調査票審査
令和8年 1月	中旬 15日	<ul style="list-style-type: none"> ・指導員・調査員報酬支給 ・調査票等関係書類を県へ提出
5月		<ul style="list-style-type: none"> ・人口速報集計公表（総務省）
9月		<ul style="list-style-type: none"> ・人口等基本集計（総務省）